民　　法

（100 点）

第１問

Ａは、工作機械甲を所有し、自社の工場に備え付けている。Ａは、保険会社Ｙとの間で、甲の滅失の際にはその時価相当額の保険金が支払われる旨の損害保険契約を締結している。

2021 年７月１日、Ａは、貸金業者Ｘから返済期限を２年後として 300 万円の貸付を受けるとともに、その担保として甲をＸに譲渡し、占有改定による引渡しをした。さらに、同年 11 月１日、Ａは、別の貸金業者Ｂから返済期限を１年後として 500 万円の貸付を受けるとともに、その担保として甲をＢに譲渡し、占有改定による引渡しをした。併せて、Ａは、Ｙに対する保険金請求権についてＢのために質権を設定し、その旨をＹに対して内容証明郵便によって通知した。なお、Ｂは、Ａから甲の譲渡を受けた際に、ＡがＸに対して甲を既に譲渡していたことを知らなかった。この間、甲の時価は 500 万円で一定していた。

以上の事実を前提に、次の各問に答えなさい。なお、問１と問２は、それぞれ独立の問題である。

問１　2022 年 11 月２日、ＡがＢに対して 500 万円を返済できなかったため、Ｂは、譲渡担保権の実行により甲の所有権を確定的に自己に帰属させる旨、および清算金は存在しない旨をＡに対して通知した。これを受け、ＡはＢに対して甲を引き渡した。なお、この引渡しの時点において、Ｂは、ＡがＸに対して甲を既に譲渡していたことを知るに至っていた。2023 年４月３日、ＸがＢに対して、甲をＡの工場に戻すよう請求したとき、この請求は認められるか。

問２　2023 年 11 月 10 日、甲が滅失し、ＡがＹに対する保険金請求権を取得した。また、Ｂは、いまだＡに対する貸金債権の弁済を受けていない。この場合において、Ｘは、Ａに対する貸金債権について、ＡのＹに対する保険金請求権から優先弁済を受けることができるか。なお、保険法に関わる法律問題は一切生じていないものとする。

第２問

2022 年 12 月 10 日、Ａは、Ｂに対し、自己が所有する甲土地を代金 2000 万円で売り（以下「契約①」という）、1500 万円の支払を受けるのと引き換えに、甲土地をＢに引き渡し、登記名義もＢに移転した。残代金 500 万円は、2023 年３月 10 日に支払うものとされたが、同日の経過後も支払われていない。

2023 年３月 20 日、Ｂは、Ｃに対し、甲土地を、建物所有目的、賃貸期間 30 年、賃料１か月 20 万円・前月末日払の約定で賃貸し（以下「契約②」という）、同年４月１日に甲土地をＣに引き渡した。その後、同年７月末までに、Ｃは、甲土地上に乙建物を築造し、乙建物の建物表示登記を備えた。

同年８月に入ってもＢから残代金の支払がないため、Ａは、催告の上、同月 31 日に、Ｂに対し、契約①を解除する旨の意思表示をした。

現在時点（2023 年 10 月 15 日）までに、Ｂは、契約②に基づき、Ｃから、同年４月分から 10 月分まで合計 140 万円の賃料を受領している。また、同年１月から３月にかけて、Ａは、2022 年 12 月 10 日にＢから受領した代金 1500 万円を、競馬に注ぎ込んで全額費消してしまった。

以上の事実を前提に、次の各問に答えなさい。

問１　Ａは、Ｃに対して、甲土地の明渡しを請求することができるか。また、明渡請求が認められないとした場合、2023 年 10 月以降の各月末に、Ａは、Ｃに対して、翌月分の賃料の支払を請求することができるか。

問２　ＡはＢに対して、また、ＢはＡに対して、それぞれどのような請求（損害賠償を除く）をすることができるか。前問で甲土地の明渡請求が認められず、そのことによる甲土地の減価分が 700 万円であるものとして検討しなさい。